

健康保険 被保険者・被扶養者 療養費支給申請書

令和 年 月分 (はり・きゅう用)

※整形外科などの重複治療の場合は申請できません。

※組合使用欄	支給額	資格取得	昭・平・令 年 月 日	前資格記号・番号 (-)
	算出基礎	資格喪失	平・令 年 月 日	平・令 年 月 日取得
	支給期間	自令和 年 月 日	扶養認定	昭・平・令 年 月 日
至令和 年 月 日 日間		備考		

大阪機械工具商健康保険組合 理事長 殿 提出日 令和 年 月 日

被保険者(申請者)記入欄	保険証の記号・番号 (右づめ)		被保険者 (フリガナ)				
			氏名		本申請書の療養に要した費用に関して、療養費の支給を申請します。		
	療養を受けた者の氏名・生年月日等	(フリガナ)	生年月日	年齢	被保険者との続柄		
	傷病名		発症又は負傷年月日 (療養開始日)	平・令 年 月 日			
発症・負傷の原因及び経過				業務上・外、第三者行為の有無 1.業務上 2.第三者行為 3.その他			
被保険者の振込先金融機関	金融機関	支店名	本店 支店 出張所	預金種別 普通・当座・その他 ()			
	銀行 金庫 農協 郵便局	口座名義 (フリガナ)	口座番号				

はり師・きゅう師記入欄	初療年月日	施術期間	実日数	請求区分	転帰	
	平・令 年 月 日	令和 年 月 日 ~ 年 月 日	日	新規・継続	継続・治癒・中止・転医	
	傷病名	1. 神経痛 (部位:) 2. リウマチ 3. 頸腕症候群 (部位:) 4. 五十肩 5. 腰痛症 6. 頸椎捻挫後遺症 7. その他 ()			摘要	
	初検料	1. はり 2. きゅう 3. はり・きゅう併用			円	
	施術料	◇はり		円×	回=	円
		◇きゅう		円×	回=	円
		◇はり、きゅう併用		円×	回=	円
		◇電療料 1電気針 2電気温灸器 3電気光線器具		円×	回=	円
	◇往療料 4k		円×	回=	円	
	◇往療料 4km超		円×	回=	円	
◇施術報告書交付料 (前回支給: 年 月分)		円×	回=	円		
合計				円		
施術日 通院○往料○	月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31				
施術証明欄	保健所登録区分 1. 施術所所在地 2. 出張専門施術者所在地	上記のとおり施術を行い、その費用を領収しました。 令和 年 月 日				
	免許登録番号 はり師	住所	電話番号	-	-	
	免許登録番号 きゅう師	施術所名	氏名			
同意記録	同意医師の氏名	住所	同意年月日	傷病名	要加療期間	
			平・令 年 月 日			

給付金に関する受領を代理人に委任する(被保険者(申請者)名義以外の口座に振込を希望される)場合に記入してください。
ただし、代理人は被保険者(申請者)の被扶養者に限ります。施術者及びその関係する法人等への委任はできません。

委任欄	本申請書に基づき給付金に関する受領を代理人に委任します。		代理人	被保険者(申請者)との関係 ()
	令和 年 月 日	住所 〒 -		住所 〒 -
	被保険者(申請者)氏名	住所 〒 -		電話番号 -
				氏名

○この申請書には、必ず当該疾病について現に診察を受けている主治医の同意書(医師の住所、氏名、病名等記載のもの)と、施術に要した費用の「領収書(原紙)」を添付してください。
※再同意の同意書は初療または医師による再同意日が、月の15日以前の場合は当該月の5ヶ月後の月の末日、月の16日以降の場合は当該月の6ヶ月後の末日まで有効。なお、有効期間内における2回目以降の請求にあつては省略可。
○施術報告書交付料を申請する場合は、施術報告書の写しを添付してください。
○該当する場合、往療状況確認表、1年以上・月16回以上施術継続理由・状況記入書の添付が必要です。
○同意した医師の診療報酬明細書を確認し、同月に他の医療機関等で同一部位の治療がないかなど審査を経て支給の可否を決定します。従って、支給時期は施術月から数ヶ月後となります。

受付印

同意書 (はり・きゅう療養費)

患者	住所									
	氏名									
	生年月日	昭・平・令	年	月	日					
病名	1.神経痛 (部位: _____)) 2.リウマチ 3.頸腕症候群 (部位: _____)) 4.五十肩 5.腰痛症 6.頸椎捻挫後遺症 7.その他 (_____)) ※1~6 は当てはまるものに○をつけて下さい。 7 は、慢性的な疼痛を主訴とする疾病で鍼灸に同意する病名を記載下さい。									
発病年月日	昭・平・令	年	月	日						
施術同意理由 (○及びチェック をして下さい)	<input type="checkbox"/> 医師による適切な治療手段がないものであった									
	<input type="checkbox"/> 医師による適切な治療手段がないわけではないが (□患者・□施術者) の 訴えにより									
	<input type="checkbox"/> その他 (_____))									
初診年月日	平・令	年	月	日	同意区分	初回の同意・再同意				
施術同意期間	平・令	年	月	日	から	平・令	年	月	日	まで
往療の必要性	必要とする	医療機関への受診方法が通院であるのに施術について往療を要する場合の具体的理由		医療機関	往診					
	必要としない	[_____]		受診方法	通院					
注意事項等	施術に当たって注意すべき事項等があれば記載して下さい(任意)									
上記のものについては、頭書の疾病により、医学的見地からはり・きゅうの施術が必要と認め、同意する。 大阪機械工具商健康保険組合 殿 平・令 年 月 日 保険医療機関名 所在地 保険医氏名										

※保険医が、当該疾病について診察に上で同意する必要があります。(別紙参照)
 保険医氏名は、診察した医師の氏名を記載してください。

同意書の交付について

○同意書交付の留意点

- 1 患者がはり、きゅうの施術を受け、その施術について、療養費の支給を受けるためには、あらかじめ保険医から同意書の交付を受ける必要があります。
- 2 はり、きゅうの療養費の支給対象となる疾病は、慢性病（慢性的な疼痛を主訴とする疾病）であって保険医による適当な治療手段のないものです。具体的には、
ア 神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症について、保険医より同意書の交付を受けて施術を受けた場合は、保険者は保険医による適当な治療手段のないものとし療養費の支給対象として差し支えないものとされています。（「病名」欄1～6）
イ ア以外の疾病による同意書が提出された場合は、記載内容等から保険医による適当な治療手段のないものであるか支給要件を保険者が個別に判断し、支給の適否が決定されます。（「病名」欄7）
ウ ア及びイの疾病については、慢性期に至らないものであっても差し支えないものとされています。
- 3 同意する疾病について、処置や投薬等の治療（ただし、同意書の交付に必要な診察・検査及び療養費同意書交付は除く。）を行う場合には、治療が優先されるため、患者ははり、きゅうの療養費の支給を受けることができません。
- 4 来院した患者から同意書の発行の依頼があった場合、患者を診察し、患者に同意書を交付するようお願いします。
※ これにより同意書の交付を行う場合、同意した保険医は、はり、きゅうの施術結果に対して責任を負うものではありません。また、無診察同意を禁じた保険医療機関及び保険医療養担当規則第17条の「保険医は、(中略) 同意を与えてはならない。」に違反するものではありません。なお、同意書の交付は、初診であっても治療の先行（一定期間の治療の有無）が要件ではありません。
- 5 はり、きゅうの施術に当たって注意すべき事項や要加療期間等がある場合には、「注意事項等」欄に記載するようお願いします。
- 6 保険医の記名は、保険医の署名でも差し支えありません。

○再同意（貴院において「初回の同意」の場合を含む。）の留意点

- 7 保険医から同意書の交付を受け、はり、きゅうの施術を受けている患者が、6ヶ月を超えて引き続きはり、きゅうを受けようとする場合、再度、保険医から同意書の交付を受ける必要があります。
- 8 上記7の再同意に当たり、患者がはり師、きゅう師の作成した施術報告書を持参している場合（又ははり師、きゅう師が患者に代わり施術報告書を事前に貴院に送付している場合）は、施術報告書の内容をご確認願います。
- 9 上記7の再同意に当たっても、患者を診察し、患者に同意書を交付するようお願いします。

※ この同意書は、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」（平成16年10月1日付保医発第1001002号）に基づくものです。

療養費の支給決定は、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律により保険者（後期高齢者医療広域連合を含む。）が行うとされておりますが、療養費の支給は療養の給付の補完的役割を果たすものであり、保険者ごとにその取扱いに差異が生じないよう、取扱い指針としての支給基準等を厚生労働省が通知等により定めております。